破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３５８号
埼玉県川口市西川口１丁目４番17号　大山ビル302号
破産者　大山喜美子
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
さいたま市南区文蔵３丁目２番４号　カノン南浦和202、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目２番15―301号
破産者　荒巻亜矢子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目10番地の１　マンションふたみ102号、前住所神奈川県平塚市豊田本郷1542番地の１　２Ｆ
破産者　鈴木　鴻志
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６１号
神奈川県平塚市桃浜町14番27号
破産者　倉田　　哲
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２号
静岡市清水区船越東町725番地の10　サンハイツ船越201号、旧住所静岡市清水区横砂東町32番４号
破産者　水上　　恵
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３３号
大阪府岸和田市額原町701番地の７
破産者　大浦坂淳一
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
奈良県北葛城郡王寺町久度２丁目３番２―801号
破産者　前田　正行
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
札幌市南区澄川５条３丁目２番７―1203号
破産者　高島　伸幸
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１３号
札幌市豊平区美園４条５丁目３番16号　ソシアル向井203号
破産者　豊岡　邦夫
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７９号
札幌市中央区宮の森１条16丁目７番37―102号
破産者　小野寺重造
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５０号
埼玉県熊谷市船木台２丁目３番地21
破産者　早野　眞一
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７２号
長野県千曲市大字野高場1764番地49、旧住所静岡市駿河区鎌田30番地の13
破産者　山村　常信
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０号
静岡市葵区羽鳥４丁目20番31号　コンシェール佐藤Ｂ103、旧住所静岡市葵区羽鳥７丁目９番45号
破産者　待井　鍛雄
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
島根県出雲市渡橋町921番地　スズキマンション101、住民票上の住所島根県出雲市西郷町426番地９
破産者　持田　　剛
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２号
広島県安芸高田市甲田町上小原2436番地、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原1160番地13
破産者　辰己運送こと辰己商店こと　辰己久登思
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第６号
香川県三豊市高瀬町上高瀬1746番地３　ホワイトハイツ102号
破産者　香川　貴子（旧姓西）
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１３９号
熊本市西区花園５丁目53番８号
破産者　丸山　由里
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
北海道旭川市東６条２丁目４番８号　レオパレス新旭川第１Ａ202
破産者　村山　祐亮
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部